

## 福島県環境審議会委員からの意見について

### (1) 福島県災害廃棄物処理計画の策定

No.	意見等	意見等への対応	担当課	委員
1	策定についての意見はありません。ただし自然災害の大規模化が近年顕著になって来ていると思います。本計画がどの程度の災害まで対応できるのかをシミュレーションして、今後、弱い部分について改善されることが重要であると思います。訓練なども必要であると思います。	本計画は、県の廃棄物処理計画及び地域防災計画並びに国の災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物行動指針の改定や下記の訓練における課題等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。 また、本計画に基づき、国（環境省東北地方環境事務所）と連携し、定期的に県、市町村、民間事業者団体等の職員を対象とした研修・訓練を実施してまいります。	一般廃棄物課	武石委員
2	災害発生時は相当な混乱が予想されますので、事前に市町村間の応援協定を結ぶのは重要と考えます。連携については県が市町村の実態を把握し、応援協定の枠組みのモデルを示すなど積極的関与を求めたいと思います。	県内の市町村及び一部事務組合間における、災害発生時に有効に機能する応援協定の締結に向け、県が主体的に取り組んでまいります。	一般廃棄物課	安斎委員
3	・概要版：2対象とする災害と災害廃棄物等 ○地震・津波災害、前線の停滞による豪雨や台風による風水害など →地震・津波災害、台風や低気圧・前線などによる風水害など (理由：いずれも風水害、豪雨は現象)	御意見のとおり修正します。	一般廃棄物課	渡邊委員
4	・p1の22行：上記と同様に修正	御意見のとおり修正します。	一般廃棄物課	渡邊委員
5	・p7の7行各部局。総室体制→総室は何を意味するのか不明	総室は、本県の行政組織の単位の一つで、各部局内に設置され、各課室の業務を束ねる組織であり、災害対策本部事務局の班等については、福島県災害対策本部事務局運営要綱等で規定されている組織です。	一般廃棄物課	渡邊委員
6	・p7の図の災害対策本部事務局の班と図最下段の対策本部 部・班の班の区別がつきにくい	御意見を踏まえて、p7とp8の2・3行目の組織体制に係る記載を修正します。	一般廃棄物課	渡邊委員
7	・p7プロジェクトチームはどのような構成で、何をするのか説明の必要がないか	「既設の各班では対応が困難な業務を処理するために、災害の実情に応じて設置されるチーム」との注釈を記載します。	一般廃棄物課	渡邊委員

(1) 福島県災害廃棄物処理計画の策定

No.	意見等	意見等への対応	担当課	委員
8	<p>・ P16の2行目 自衛隊はボランティアと一緒に良いのか。また14行災害ボランティアセンターは誰が立ち上げるのか。p17の4行自衛隊やボランティアの活動は調整を行う社会福祉協議会やNPO団体と連携して→自衛隊も社会福祉協議会等の傘下で活動を調整するのか（確認です）</p>	<p>御意見を踏まえ、p16については以下のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ p16の2行目 修正前 住民の身近な生活圏から災害廃棄物を速やかに撤去するためには、被災の状況に応じて、災害派遣された自衛隊やボランティア、NPO等の支援も得ながら進める必要がある。 修正後 住民の身近な生活圏から災害廃棄物を速やかに撤去するためには、ボランティアやNPO等の協力を得ながら進める必要がある。また、被災の状況に応じて、災害救助法の規定により派遣された自衛隊に支援を求めるなどの対応を行う必要がある。</li> <li>・ p16の14行目 修正前 災害ボランティアセンターへ支援を要請する 修正後 社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターへ支援を要請する</li> </ul> <p>p17については、国の通知の引用であることから修正しないこととします。 なお、自衛隊が社会福祉協会等の傘下で活動を調整することはありません。</p>	一般廃棄物課	渡邊委員
9	<p>・ p18図2-1フローチャートの中STEP3 仮置き場候補地の順位付け→決定はしないのか（順位順に選定するなど）</p>	<p>御意見を踏まえて、「スクリーニングした公有地等の面積によって、仮置き場候補地の順位付けを行い、その上位から仮置場を選定」と修正します。</p>	一般廃棄物課	渡邊委員
10	<p>・ P34 思い出の品等への対応→担当チームが明記されてないが、あれば記載してください。</p>	<p>「担当チーム」は主体が「県」のものについて記載しているものであり、御指摘の箇所については、主体が「市町村」であるため記載しておりません。</p>	一般廃棄物課	渡邊委員
11	<p>・ P38避難所ゴミの処理→担当チームは明記しなくて良いのか。</p>	同上	一般廃棄物課	渡邊委員
12	<p>・ P39し尿処理→担当チームの明記</p>	同上	一般廃棄物課	渡邊委員

## (1) 福島県災害廃棄物処理計画の策定

No.	意見等	意見等への対応	担当課	委員
13	意見：産業廃棄物は災害時にも事業者責任ではありますが、大規模災害の際は、資材や化学物質などが大量に環境中に放出されるなどの影響が想定されます。大規模事業所などの状況把握、化学物質情報把握など含めて、平常時からの連携体制作りは必要と考えます。	平常時から事業場への立入検査等により化学物質の取扱状況を把握するとともに、これらについて、必要に応じて関係課と情報共有するなど連携して対応してまいります。	一般廃棄物課 水・大気環境課	崎田委員
14	意見：災害時は廃棄物の排出方法、分別方法を迅速に情報提供するがありますが、実際には混乱状態で冷静な情報共有には時間がかかります。平常時の廃棄物関連情報の発信の際に、災害時の基本的なルールや心得を明文化して共有することも必要と考えます。	平常時から災害時における分別方法などを周知するよう市町村に助言してまいります。 また、災害時における初動対応手順書（案）を市町村に提示するなど、平常時から災害に備えるよう助言しております。	一般廃棄物課	崎田委員
15	審議会委員やパブリックコメント等を踏まえての計画案と理解しています。今後の適切な運用をお願いします。	災害発生時には、本計画に基づき適正に対応し、市町村による災害廃棄物の処理が円滑に進められるよう支援してまいります。	一般廃棄物課	河津委員
16	本県は原発事故を経て、除染に伴う廃棄物などがフレコンバッグごとに災害時に流出した例が相次いだ。森林除染も行われていないことから、災害時の放射線物質流出への不安並びにそこにつけ込んだデマが流布されかねない状況がしばらく続くことから、県が正しい情報を積極的に発信することを計画に明記すべきと考える。	本計画は、廃棄物処理法に基づく計画であり、放射性物質に汚染されている廃棄物については、廃棄物処理法の適用除外となっていることから、本計画には記載いたしません。 除染に伴う廃棄物等については、除染の実施主体である国及び市町村が適切に管理することとなっております。県としては、国及び市町村と連携し、仮置場等の現地確認を行うとともに、正確な情報発信に努めてまいります。	一般廃棄物課	小野委員

## (2) 福島県廃棄物処理計画の改定

No.	意見等	意見への対応	担当課	委員名
1	資料2-1 P1 (4) 8000Bq/kgはいつの時点の濃度でしょうか。 また、濃度ごとの処理方法はどのようになっているのでしょうか。	放射能濃度は、処理しようとする時点の濃度です。 濃度が8000Bq/kgを超えるものは指定廃棄物となり、国が処理します。 また、濃度が8000Bq/kg以下のものは通常の廃棄物として処理されます。	一般廃棄物課 産業廃棄物課	河津委員
2	資料2-1 P2 (3) 環境省との連携協定の内容はどのようなもの でしょうか。	令和2年8月27日に環境省と「福島復興に向けた未来志向の環境施策推進 に関する連携協力協定 ～環境から挑む福島復興、そして希望ある未来へ～」 を締結しました。 協定では、廃棄物の発生抑制や循環的な利用に関する取組を含め、福島復興を一層進めるため、未来志向の環境施策の推進に向けて連携協力して取り組んで行くこととしております。	一般廃棄物課	河津委員
3	P2 図2 分かりにくい。平成24年度を削除してもよいのではない でしょうか。	今後作成する資料で同様の図を用いる場合は、平成24年度のデータは記載 しないこととします。	一般廃棄物課	西村委員

## (2) 福島県廃棄物処理計画の改定

No.	意見等	意見への対応	担当課	委員名
4	資料2-2 P3 イ ごみ総排出量は下がってきているものの、一人当たりのゴミ排出量が下がらない要因は何が考えられるのでしょうか。(人口減の他、世帯数、震災による避難の影響?)	<p>【ごみ排出量が多い要因について】</p> <p>市町村及び一部事務組合に対して実施したアンケートでは、一人当たりのごみ排出量が下がらない要因として、家庭系ごみは、東日本大震災による家屋解体、修繕及び長期の避難により空き家となっていた家の片付けごみ等が依然として発生していること、事業系ごみは、災害復興事業に伴う発生が挙げられています。</p> <p>また、市町村等が実施している可燃ごみの組成データを確認したところ、本県では生ごみや紙類の1人1日当たりの焼却量が全国値と比較して多い状況にあることが分かっています。</p> <p>これらの調査結果を踏まえるとともに、更に要因を分析してごみ排出量の低減化を図ってまいります。</p> <p>【次期計画の施策と目標について】</p> <p>目標を達成できなかった項目については、現計画で定めている施策の有効性などの分析を進め、次期計画の施策の方向性及び目標値を決定していきたいと考えています。</p> <p>なお、リサイクル率については、ごみの分別数が多い市町村はリサイクル率が高い傾向にあるため、次期計画においては、分別の徹底によるリサイクル率の向上を施策の一つとするなど、県内外の優良事例を参考としながら計画を策定してまいります。</p>	一般廃棄物課	河津委員
5	計画の改定に関しては意見はございません。ただし、資料2-2の3ページ図3-1、図3-2の1人1日当たりのごみ排出量が震災以降全国に比べ高い傾向にあると思います。原因を調べ、より一層の低減化を図られることを望みます。			武石委員
6	資料2-2 P4 ウ 事業系のごみ排出量は、震災前は年度ごとに減少傾向が見られますが、震災後は横ばいとなっています。その要因をどのように考えていますか。			河津委員
7	廃棄物処理状況(資料2-2)について、実績値が目標値に達している・達していない要因を精査する必要があると思います。処理計画(参考資料2-2)の施策が有効だったのか、目標値の設定に問題がないかなど。たとえば、リサイクル率(参考資料2-2のP10)では市町村によっては目標値に到達しているところもあります。それぞれでの地域で取組方法が異なるのであれば、施策の参考になるのではないかと思います。			石庭委員
8	・排出量やリサイクル率について、全国平均値と比較しても課題がある。原因を分析して効果的な施策の方向性を打ち出すべき。			大迫委員
9	処理計画の改訂にあたり、目標値を達成しない項目がありますが、その要因の分析はされているのでしょうか。目標達成のためにどのような施策が必要なのかが重要で、目標達成・未達成だけでなく、なぜ未達成だったのかを施策とあわせてご検討ください。			渡邊委員
10	意見：1人1日当たりのごみと資源の排出量は全国平均より約100g多く、リサイクル率も目標の約半分と、決して安心できる状況ではありません。徹底した取組に期待します。			崎田委員

## (2) 福島県廃棄物処理計画の改定

No.	意見等	意見への対応	担当課	委員名
11	資料2-2 P3 イ 本来統計に計上する必要のない除染廃棄物とは具体的にどのようなものでしょうか。	<p>具体的には住宅除染等で発生した庭木の枝葉や落葉などです。</p> <p>これらについては自治体の一般廃棄物処理施設で処理したものであっても、災害廃棄物と同様、特殊要因であることから統計（環境省公表）に計上する必要はありません。</p> <p>しかし、一部の自治体において計上されていたことが判明したため、これらの自治体の除染廃棄物ついて除外して集計したものです。</p>	一般廃棄物課	河津委員
12	資料2-2 P5 エ 商業施設等による資源物回収は近年盛んに行われ、リサイクル促進の役割の一部を担っていると考えられますが、家庭を回っている回収業者も含まれているのでしょうか。	<p>家庭を回る業者も含まれており、加えて商業施設等における回収について調査を行っております。</p>	一般廃棄物課	河津委員
13	資料2-2 P6 オ ごみの最終処分場の残余年数の逼迫している自治体はあるのでしょうか。その場合の広域連携などの措置はとられるのでしょうか。	<p>残余年数が少ない自治体もあります。</p> <p>なお、当該自治体では新規最終処分場の設置に向けて検討が進められており、引き続き、自治体に対して廃棄物の処理が滞らないように適正な施設整備など必要な助言を行ってまいります。</p>	一般廃棄物課	河津委員
14	62%を占める単独処理浄化槽の法定検査受検率4%は低過ぎます。合併浄化槽への転換が進まないのであれば、せめて受検率改善の施策を講じるべきと考えます。	<p>単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換については、令和2年度から新たに宅内配管を県費補助の対象とするとともに、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促す啓発・広報を県費補助の要件とするなど、転換の促進に努めているところです。</p> <p>引き続き、市町村と連携しながら、合併処理浄化槽への転換を推進する取組を進めるとともに、法定検査受検率改善のための施策を検討してまいります。</p>	一般廃棄物課	中野委員
15	P10図11、12 R2（目標値）を入れる必要性は無いと思います。	<p>排出量等の実績の推移と目標値が比較しやすいように記載したものです。</p>	産業廃棄物課	西村委員
16	P11図13、14 項目が違うのに同じ色を使っていると、同じものを意味していると読み違える可能性がある。	<p>今後同様の資料を作成する際には修正します。</p>	産業廃棄物課	西村委員
17	・産廃税のあり方など、十分に見直しができなかった事項などをその他事項に調査研究課題として入れておいてはどうか。	<p>産業廃棄物税に関することなどを計画に盛り込むよう検討いたします。</p>	産業廃棄物課	大迫委員
18	・ゼロエミッションを重点化した福島県ならではの計画を目指す。	<p>改定に当たっては、本県の課題や特性を踏まえた計画となるよう検討を進めてまいります。</p>	一般廃棄物課 産業廃棄物課	小野委員

## (2) 福島県廃棄物処理計画の改定

No.	意見等	意見への対応	担当課	委員名
19	・原発事故に伴う放射性廃棄物に対する継続的な対策	放射性物質に汚染されている廃棄物については、廃棄物処理法の対象外となっているため、本計画には記載いたしません。 なお、放射性物質に汚染されている廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき対応することとなります。	一般廃棄物課 産業廃棄物課	小野委員
20	・太陽光パネルなど再エネ推進に伴う新たな廃棄物発生源への対策	廃太陽光パネルに関することなどを計画に盛り込むよう検討いたします。	産業廃棄物課	小野委員
21	意見：EU,英国などで循環経済、サーキュラーエコノミーの流れが強 く、日本でも「プラスチック資源循環施策」では明確に、3Rから「3R + Renewable(再生可能)」の視点を重視しており、この流れを明確に取り 入れていただくことを期待します。 また、この「プラスチック資源循環」では、素材のライフサイクル全 体でメーカー、販売店、消費者、自治体が連携し「3R + Renewable」 を実現するべく、開催中の通常国会で新法制定をめざしています。事業 者、自治体の枠を超えて、プラスチックの分別回収、再資源化、再生資 源活用がスムーズにできるよう、促進型の法律を目指すと考えられま す。	改定に当たっては、ごみの減量化とリサイクル率向上に向けた3R推進の取 組に加え、再生可能資源の利用についても国の動向を注視しながら施策に取り 入れることを検討してまいります。	一般廃棄物課 産業廃棄物課	崎田委員
22	意見：食品ロス削減法が2019年10月に制定され、2020年に国の基本 的方針が策定され、自治体の食品ロス削減計画策定が努力義務となりま した。福島県としてぜひ計画を策定して、県内の取組を推進していただ きたいと考えます。	食品ロス削減推進計画については、今年度計画策定に向けた実態調査を実施 しており、令和3年度に策定する予定です。	一般廃棄物課	崎田委員

### (3) 福島県水環境保全基本計画の改定

分類	項目	意見等	意見への対応	担当課	委員名
1 全般	全般	津波、台風水害を経て安全、安心、ふれあいを水環境に求める民意が強まる一方、生活排水が原因とみられる水環境問題は改善が進んでいない。関心の高さと県民個々の生活を結びつける施策を重点的に推し進める必要がある。	御指摘のとおり、河川などの水質汚濁の原因の割合が高い生活排水への対策など、県民の関心や生活と結びついた施策について、今後の改定の中で検討してまいります。	水・大気環境課	小野委員
2 湖沼	第3章 2 水質保全目標(1) ①Ⅲ猪苗代湖	猪苗代湖については目標値との乖離が明らかであり、目標設定について対策も含めて再考し、現実的な改定とすることが必要。	御意見を踏まえ、目標設定及び対策について現実的な改定となるよう、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全対策推進計画と共に検討してまいります。	水・大気環境課	中野委員
3 質問	第3章 2 水質保全目標(1) ②Ⅱ要監視項目	資料3-3 P2「H29及びR1に全マンガンが基準超過している」とありますが、何が原因でしょうか。	いずれもいわき市の河川であり、平成29年度は藤原川(みなと大橋)、令和元年度は藤原川(みなと大橋)、仁井田川(松葉橋)で指針値を超過したものです。 原因は不明ですが、いわき市において原因の調査を継続中です。	水・大気環境課	河津委員
4 指摘	第4章 1 放射性物質による環境汚染からの水環境の回復	資料3-5 P2「森林における継続362箇所について、放射線量率が78%減少」とありますが、箇所数の減少なのか、平均数値の減少なのか、明確にしてはどうでしょうか。	平均値の減少であり、新たな計画においては以下のように明確にいたします。 「森林における調査地点のうち、継続して調査している362カ所の空間線量率のデータを比較したところ、空間線量率の平均値が平成23年8月では0.91μSv/hであったところ、令和2年3月には0.20μSv/hであり、0.91μSv/hと比べ、78%減少しました。」	森林計画課	河津委員
5 質問	第4章 1 放射性物質による環境汚染からの水環境の回復 第4章 6 水環境を守る調査研究の推進	資料3-3 P4、21「また、放射線に対する不安軽減に向けた継続的な調査及び対策の検討を行うため、……把握する必要がある。」とありますが、意味がよく理解できません。	説明を補足しますと、以下のとおりです。 「県民の安全・安心の醸成のため、河川における放射性セシウムの観測を継続することで長期的な濃度変化を把握し、その将来予測に取り組むとともに、除染後の放射性物質による再汚染等に対する住民の不安払拭のため、河川公園等における除染効果の持続性を把握する必要がある。」	環境創造センター	河津委員



### (3) 福島県水環境保全基本計画の改定

分類	項目	意見等	意見への対応	担当課	委員名
6 質問	第4章1 放射性物質による環境汚染からの水環境の回復	資料3-5, P1表について：調査地点数にばらつきがあり、場所も統一されているか分からないのですが、底質がH23の不検出～15万からR1の1.3～340万へと増加していることが気になります。海域も同様の傾向があります。湖沼と海は物質の終着地点なので、河川等から流入しているセシウムが蓄積していると理解して良いのでしょうか？出来れば地点ごとの減少率などが知りたいです。	<p>環境省が実施した、各年度の公共用水域の放射性物質モニタリング調査結果は別紙1のとおりです。御指摘のとおり、H23はH24以降と比べて調査地点が少なく、県内では24年度以降はほぼ同じ地点数で調査が行われています。H23で最も濃度が高かった大柿ダム(浪江町)、H24以降、最も濃度が高い沢入第1農業用ため池(双葉町)の底質の濃度の推移を見ると、時間経過による変化より、調査ごとのばらつきの方が大きくなっています。また、沢入第1農業用ため池では半減期の短いセシウム134では減少の傾向が見られますが、半減期の長いセシウム137ではどちらの地点でも減少の傾向は見られません。</p> <p>一方、環境省がまとめた全国の調査結果では、調査地点数がほぼ同じ（湖沼については約800地点、海域については約270地点）となった平成25年度と令和元年度を比較すると、低い濃度の地点が増加し、高い濃度の地点が減少していることから、全体としては少しずつ濃度が下がっている傾向が認められます。</p>	水・大気環境課	石庭委員
7 湖沼	第4章2 清らかで安全な水質の保全	人為的汚染源なしで水質環境基準未達成の湖沼の原因究明など猪苗代湖以外の湖沼対策を強化する必要がある。	<p>人為汚濁源がない湖沼については、自然的な富栄養化によるものと考えられます。</p> <p>一方、人為的な汚濁源がある湖沼については、急速な富栄養化により生活環境などに支障を生じさせる可能性がありますので、今後の改定の中で、対策を検討してまいります。</p>	水・大気環境課	中野委員

### (3) 福島県水環境保全基本計画の改定

分類	項目	意見等	意見への対応	担当課	委員名
8 湖沼	第4章 2 清らかなで安全な水質の保全	<p>詳細なデータがまとめられており、現状把握はできましたが、「湖沼の流域については、各主体の施策のより効果的かつ総合的な取り組みについて検討を進める。」資料3-2の3ページ→資料3-4を見ますと「エコファーマー認定件数」が未達成になっています。これだけのデータでは不十分かもしれませんが、湖沼に流入する河川水の農業・牧畜などにその要因があるのではないかと推定されます。こうした要因を明らかにしたうえで、効果的な施策を基本計画の中に入れる様ご検討ください。</p>	<p>御指摘のとおり、農業者の高齢化や避難区域における営農再開率が約3割にとどまっているなどの理由から、エコファーマーの認定者数は減少しております。資料では紹介していませんが、本県のエコファーマー認定件数は全国2位と高い水準を維持しており、本県農業者は環境保全型農業の取組に意識が高く、水環境保全に積極的に取り組んでいると考えます。</p> <p>御意見のとおり農業系（農業・畜産）の負荷量や要因を明らかにして、施策を講ずることが重要と思われませんが、農業系（農耕地及び畜産）由来の水質汚濁は主に面源負荷と言われ、汚染源や負荷量を特定することは難しく、また、要因に関する調査なども多大な経費を要するのが現状です。</p> <p>このため、御指摘を踏まえ、エコファーマーの育成を引き続き推進するとともに、農業系の負荷量調査や要因解析のほか環境負荷がより少ない特別栽培や有機農業の推進などを含めて施策については、改定の中で検討してまいります。</p>	環境保全 農業課	渡邊委員
9 質問	第4章 2 清らかなで安全な水質の保全	<p>資料3-5④地下水汚染対策などの推進に家畜排せつ物、公共牧場への助言が入っていますが、河川水や湖沼水汚染との関係はないのでしょうか。</p>	<p>御指摘のとおり、河川や湖沼の水質汚濁の原因となると考えられますので、その対策等について、③産業系排水対策の推進の中で、今後検討してまいります。</p>	畜産課、 水・大気 環境課	渡邊委員
10 湖沼	第4章 2 清らかなで安全な水質の保全	<p>全体的に改善されているが、湖沼の水質は改善されない傾向が続いている。地域により、生活排水、農畜産糞尿、富栄養化などの原因の違いは見えてきており、対策の効果的実施など思い切った施策展開が必要なのではないのでしょうか。</p>	<p>湖沼への対策については、今後の改定の中で検討してまいります。</p>	水・大気 環境課	崎田委員

### (3) 福島県水環境保全基本計画の改定

	分類	項目	意見等	意見への対応	担当課	委員名
11	湖沼	第4章2 清らかで安全な水質の保全	資料3-5、P12, 課題について: 湖沼の水質基準達成率(P5, 図4)と、施策としている生活排水対策の推移が一致しているように見えないので、今後もこのまま進めて水質改善が見込めるのか疑問です。調査研究などの知見を施策に盛り込む必要があると思います。	生活排水対策の推進により河川の水質は改善していますが、閉鎖性水域である湖沼においては達成率が低い状況となっており、この原因としては、湖沼内における植物プランクトン増殖などによる有機物の生産(内部生産)によるものと考えられます。 これは全国的に見ても同様であり、今後の改定の中で対策を検討してまいります。	水・大気環境課	石庭委員
12	質問	第4章2 清らかで安全な水質の保全	水質事故事案の実績など実態把握は行われているのでしょうか。	水質事故が発生した場合、河川管理者、消防、市町村等関係機関の情報を集約して対応しており、実績についてはとりまとめ、ホームページで公表しています。 令和元年度の県内の水質事故発生件数は68件、うち油流出事故が最も多く53件でした。過去5年では毎年60~100件程度の事故が発生しています。	水・大気環境課	大迫委員
13	質問	第4章2②生活排水対策の推進	資料3-5 P13 単独浄化槽やくみ取り便槽からの合併浄化槽等への転換は重要と思われませんが、転換の現状と補助制度の利用状況はどのようでしょうか。	令和元年度は、補助制度を活用し、合併処理浄化槽へ614基が転換され、転換に伴い単独処理浄化槽やくみ取り槽431基が撤去されました。なお、令和2年度からは、転換を促進するため、単独処理浄化槽からの転換に係る宅内配管工事費の補助を開始しています。	一般廃棄物課	河津委員

### (3) 福島県水環境保全基本計画の改定

	分類	項目	意見等	意見への対応	担当課	委員名
14	質問	第4章2②生活排水対策の推進	<p>汚水処理人口普及率が全国より低いですが、生活排水対策として、下水処理と浄化槽整備の役割分担の考え方などは国が示す都道府県マニュアルなどに基づいて検討されているのでしょうか。また浄化槽法改正に伴う合併浄化槽整備促進や台帳管理など新たな強化策は？</p>	<p>都道府県構想策定マニュアルに基づいて、「ふくしまの美しい水環境整備構想」を平成22年に策定しております。この構想の中で下水道、集落排水、浄化槽それぞれの整備スケジュールや整備の効率化など推進施策を記載しており、これに基づき県として早期既整に向け市町村に整備促進及び指導を行っております。</p> <p>役割分担につきましても、都道府県構想策定マニュアルに記載の通り、市街地については公共下水道を整備しており、集落等についても、コスト比較を行い、有利な場所は集落排水、それ以外は浄化槽により整備を推進しています。</p> <p>なお、浄化槽法改正に併せて、市町村に交付している県補助金の要綱を改正し、広報誌やHP等を活用した単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促す啓発の実施を要件化しており、県でもラジオによる啓発を行うなど対策を強化しています。</p>	下水道課、一般廃棄物課	大迫委員
15	質問	第4章2⑤化学物質などによる水質の汚染の防止	<p>資料3-5, P11, 図13について：1億円あたりの排出量が減少し、大変努力されていることが分かりました。これらが排出されて水質に関与しているかもしれないという視点で計測している数値であれば、化学物質の総排出量として提示すべきだと思います。総排出量の値はどうなっているのでしょうか？</p>	<p>化学物質の使用状況・排出状況は、各年における経済動向に基づく工場等の稼働率にも影響を受けますが、化学物質排出削減の施策を行っていくうえで、その影響を取り除いた工場等の対策による削減状況を確認する必要があることから、製品出荷額あたりの排出量を指標としています。</p> <p>なお、総排出量についても減少傾向であり、これらを取りまとめたものは別紙2のとおりです。</p>	水・大気環境課	石庭委員

### (3) 福島県水環境保全基本計画の改定

	分類	項目	意見等	意見への対応	担当課	委員名
16	湖沼	第4章2⑥河川、湖沼、海域の浄化対策の推進	汚水処理施設の処理水を人工湿地で3次処理するなどの点源対策も強化する必要がある。	湖沼への対策については、今後の改定の中で検討してまいります。 なお、環境創造センターにおいて、猪苗代湖流域で河川を植生により直接浄化する実証研究を進めることとしております。	水・大気環境課	中野委員
17	質問	第4章2⑦水質監視体制の強化	水質検査を行うに当たり、サンプリング（水採取）の時期は定めているか。また、場所も定めているか。	資料をまとめる際に主に使用したデータは、水質測定計画に基づくものです。計画にはサンプリングの時期、場所のほか、測定項目等を定めています。この計画は毎年審議いただいております。来年度の水質測定計画は2月の審議会の資料6のとおりです。	水・大気環境課	西村委員
18	質問	第4章3①水源かん養機能、土壌の保水・浸透機能の維持向上	資料3-5 P16 農地の維持が困難な地域への継続的支援が必要とありますが、どこが誰に対しての支援でしょうか。	農地の維持が困難な地域への継続的支援としては、農林水産部が所管する中山間地域等直接支払事業があります。この事業は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、国、県、市町村が、協定を締結した農業者等に対し、面積に応じて一定額を交付する事業です。	農村振興課	河津委員
19	水源保全	第4章3①水源かん養機能、土壌の保水・浸透機能の維持向上	資料3-5, P15表について：森林整備面積の達成率が極端に低いので、その原因と対策を考え直して次施策に寄与させるべきだと思います。	森林整備面積の目標値は震災前の水準に回復させることを想定して設定したものです。森林整備面積の達成率が低い原因としては、双葉郡など高線量のところは森林整備が困難であること、森林所有者等による経営意欲の減退などから森林所有者による整備が低調であること、震災前とは森林資源の状況が変化し、例えば下刈などの整備が必要な林齢の若い森林が県全体で減少していること、などが考えられます。このような状況も踏まえつつ、今後の改定の中で施策を検討してまいります。	森林整備課	石庭委員

### (3) 福島県水環境保全基本計画の改定

	分類	項目	意見等	意見への対応	担当課	委員名
20	質問	第4章4①多様な生物が共生する環境の保全	資料3-5 P18 環境保全型農業直接支払事業とはどのような事業でしょうか。	化学肥料と化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全効果の高い営農活動を行う農業者に対して、国、県、市町村が、その掛かり増し経費を支援する事業です。	環境保全農業課	河津委員
21	生物多様性	第4章4①多様な生物が共生する環境の保全	水環境の中の生物多様性は重要視されないのでしょうか。水質だけでなく、水辺の生き物は観察することはもちろん、資源としても活用されているので、資源的な多様性にもつながります。様々な環境があるからこそ、本県の生物多様性は高く、大切にしていける資源ではないのでしょうか。生物相調査を実施する計画は立てられないのでしょうか。知らないうちにいなくなってしまう種もいるのでは？	生物多様性に関しては、平成26年3月に「ふくしま生物多様性推進計画」が策定され、「生物多様性の保全」、「生物多様性の恵みの持続的な利用」、「生物多様性を支える仕組みづくり」を施策の柱として取組を定めています。この計画は今後改定予定であり、生物多様性の保全のための施策等についても検討される予定です。 現在の水環境保全基本計画においては、基本方針「多様な生物が共生する、人々が親しむ水辺地が親しむ水辺地の保全」に係る施策「多様な生物が共生する環境の保全」を掲げており、今回の改定にあたっては、上記の計画の検討状況を見ながら、検討を行ってまいります。	自然保護課、水・大気環境課	今野委員

### (3) 福島県水環境保全基本計画の改定

	分類	項目	意見等	意見への対応	担当課	委員名
22	質問	第4章 4②水質浄化機能が発揮できる豊かな水辺地の保全	マイクロプラスチックを含むプラスチックごみ問題は、廃棄物処理計画や循環基本計画との関係も含めてどのような位置づけとお考えでしょうか。	<p>海洋に流出するプラスチックごみやマイクロプラスチックに関しては、令和元年5月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づく「福島県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、海岸管理者等による処理のほか、排出抑制、普及啓発などについて定めています。この計画は「福島県廃棄物処理計画」や「福島県循環型社会形成推進計画」とともに環境基本計画の個別計画という位置づけとなっています。なお、「福島県廃棄物処理計画」や「福島県循環型社会形成推進計画」は来年度改定予定であり、この問題に係る施策等についても検討する予定です。</p> <p>現在の水環境保全基本計画においては、基本方針「多様な生物が共生する、人々が親しむ水辺地が親しむ水辺地の保全」に係る施策「水辺地の清掃美化活動の推進」を掲げており、今回の改定にあたっては、上記の計画の施策を反映させるなど、検討を行ってまいります。</p>	一般廃棄物課、環境共生課、水・大気環境課	大迫委員
23	環境保全活動	第4章 5①水環境保全活動の推進	資料3-5p20(2) 保全活動の強化(○の2番目)が重要でそのための方策を検討する必要があると思います。	御意見を踏まえ、今後の改定の中で検討してまいります。	復興・総合計画課	渡邊委員

### (3) 福島県水環境保全基本計画の改定

	分類	項目	意見等	意見への対応	担当課	委員名
24	指摘	第4章 6 水環境を守る調査研究の推進	資料3-5 P21 項目の割に内容が少なく思いますが、いかがでしょうか。	<p>平成27年に開所した環境創造センターの取組（成果）について、水環境関連に関して補足しますと以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖北岸部の水生植物の分布調査結果と既存資料とを比較調査し、過去10年程度の間の浮葉植物の優占種の変化を解明。（H27）</li> <li>・湖内の水温及び底層DOを連続観測し、夏季の水温躍層の形成時期でも強風により深層水にも弱い鉛直混合が生じること、COD上昇の影響が底層水の貧酸素化までは及んでいないこと、また、底層水温や水温躍層の崩壊時期には年変動が見られ、水深が深い地点ほど成層期に底層水が貧酸素化しやすい状況にあることを解明。（H28～）</li> <li>・県内3か所の河川敷及び河川公園を対象とした除染試験と空間線量率等の継続調査を実施し、河川敷特有の放射性Cs分布を踏まえた除染手法の有効性、出水による土砂の浸食・堆積における除染効果持続性を確認。（H27～）</li> </ul> <p>今後の研究に関しては、計画の改定の中で検討してまいります。</p>	環境創造センター	河津委員
25	調査研究	第4章 6 水環境を守る調査研究の推進	資料3-5p21調査研究の推進について：非常に重要な課題ですが、モニタリングと調査研究は異なりますので、調査研究の場合は汚染要因を解明することが重要です。単に継続するだけではなく、施策と結びつける成果が出る調査研究の推進をお願いいたします。	<p>猪苗代湖流域で河川を植生により直接浄化する実証研究を進めることとしており、施策と結びつける成果が出ることを目指し、調査研究を進めてまいります。</p>	環境創造センター	渡邊委員



(4) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定

NO.	項目	意見等	対応等	担当課	委員名
1	全般	モニタリング結果を含めてきちんと検討され、推進計画が提案されていると思います。しかし、COD上昇などを具体的に止める対策として、この計画で実施できるのかどうか不明な点がありますので、ご検討くださいますようお願いいたします。 (CODは年々急上昇していますが、その基になるとされる全窒素、全リンはほぼ横ばいになっています。この要因を解明し、対処するための施策を示すことが推進計画には必要と存じます。)	ご意見を踏まえ水質変動の要因解明に向けた調査研究の推進と対策を検討してまいります。	水・大気環境課	渡邊委員
2	全般	計画改定に関しましては意見はございません。ただし猪苗代湖の中性化に伴うCODの上昇や大腸菌数の増加に関してはより一層の調査研究と対策の強化を希望いたします。		水・大気環境課	武石委員
3	全般	具体的な意見を持ち合わせて言うわけではありませんが、現計画期間中に水質の改善があまりみられなかったということは、計画についても何らかの抜本的変革が必要なのではないかと思料します。		水・大気環境課	清水委員
4	全般	「基本的な考え方」について、要因を解明し、具体的施策を立てることをご検討ください。		水・大気環境課	渡邊委員
5	全般	「基本的な考え方」を支持します。		引き続きご審議をよろしく申し上げます。	水・大気環境課
6	第2章 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質等の現状	平成13, 14年度を境にpH, COD, 透明度の変化が大きくなっていると示されているが、今までの知見で何か分かっていることはあるのでしょうか。	pHについては湖水に流入する硫酸イオンの減少を確認しております。CODについては、河川からの流入負荷量が過去と比べ大きく変化していないことや湖内の植物プランクトンの増加が確認されており、中性化による湖内部での生物生産量の著しい増加が湖水のCOD上昇に寄与している可能性が高いと考えております。	水・大気環境課	河津委員
7	第4章 1 緊急施策 放射性物質による環境汚染の回復	底質の放射性セシウムの経年変化を示すのであれば、Cs134の半減期が2年であることを考慮すると、Cs134+137の他にCs134, Cs137の個別のデータも部会で検討するときには示していただけるとと思います。	御意見を踏まえ、第2部会の際にお示しします。	水・大気環境課	河津委員
8	第4章 2 重点的に取り組む施策の内容 (1) 生活排水対策	浄化槽改善項目が低いなど、いくつか改善されてない状況が明確にあり、対策の効果的実施など思い切った施策展開が必要と考えます。	ご意見を踏まえ今回の計画の見直しの際に施策展開等について検討してまいります。	水・大気環境課	崎田委員

(4) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定

NO.	項目	意見等	対応等	担当課	委員名
9	第4章 2 重点的に取り組む施策の内容 (2) 水生植物による水質改善	ヨシ、ヒシ刈りなどの水生生物回収等による水質改善対策は、水質改善にとどまらず、紺碧の猪苗代湖を県民自らが守り、積極的に関与していく意味からも極めて重要な事業と思われませんが、水草の生産される量と回収される量はどの程度なのでしょうか。 また、これらの取組みは関係機関との合意形成を行いとありますが、何か取組みに支障があるのでしょうか。	県においては、刈取船によるヒシ刈り取りを平成26年度より委託しており、またボランティア等による水草回収活動を合わせ、令和元年度は1,054m <sup>3</sup> の水生植物を回収しました（県のヒシ刈り取り面積は令和元年度は約6.2ha、今年度は約7.8haでした）。 しかし、ヒシ等の生息範囲が拡大している旨、流域で活動するNPO法人等から報告され、特に北岸部の天神浜から小黒川河口付近において、現在約23ha程度まで拡大しているとの報告を受けております（10年間で約8倍程度拡大している）。 このため、県では今年度、水生植物の回収を一層進めるため、猪苗代町のビーチクリーナー整備に対する支援を行うとともに、ヒシの刈り取りを強化するため令和3年度に刈取船を整備し、令和4年度から稼働させる予定としております。 なお、ヨシ原は準絶滅危惧種の鳥類等の営巣の場であり、刈取期間や刈取範囲を関係機関と調整を図ったうえで実施する必要があると考えております。	水・大気環境課	河津委員
10	第4章 2 重点的に取り組む施策の内容 (4) エコファーマーの育成と水環境にやさしい農業の推進	エコファーマーに認定したい場合の支援策、圃場や施設の整備への補助金等の支援策が必要と考えます。	ご意見を踏まえ検討してまいります。	環境保全農業課	渡邊委員
11	第4章 3 項目別施策の内容 A 自然汚濁・面的汚濁の低減 (3) 市街地からの汚濁負荷の低減	中間目標については不達成となるため、引き続き設置促進を行うとありますが、何を設置促進するのでしょうか	“除じんスクリーン”の設置促進となります。	水・大気環境課	河津委員
12	第4章 3 項目別施策の内容 A 自然汚濁・面的汚濁の低減 (4) 河川などからの除伐草の流入の防止	湖面のヨシやヒシと併せて、資源循環を公的機関として処理できるようにすることが必要と考えます。	現在、ヒシ等の水生植物のたい肥化に向けた実証試験を行っております。当該結果等を踏まえ、流域内での資源循環について検討してまいります。	水・大気環境課	渡邊委員
13	第4章 3 項目別施策の内容 F 水環境保全に関する調査研究等の充実 (1) 水質保全に関する調査研究等の推進	NPO法人等により、猪苗代湖の浜の水質調査が行われていますが、その目的は何なのでしょうか。また、他の調査との連携、解析は行われているのでしょうか。	水質保全に向けた調査の一環と理解しております。 他の調査との連携等が図られるよう、情報提供等を支援したいと考えております。	水・大気環境課	河津委員
14	第4章 3 項目別施策の内容 F 水環境保全に関する調査研究等の充実 (1) 水質保全に関する調査研究等の推進	「水質浄化実証試験施設の設置に向けた検討を開始した。」とありますが、次の課題の中でも社会実装について検討を行うことが課題になっています→いつまでも検討ではなく、実装してその効果を検証する必要があると思います。県職員をはじめ多くのボランティアが参加し、浄化活動を実施していることは全国にも誇れるものと思っています。それだけに成果を具体的に示すことが重要になっています。モニタリングと合わせて浄化の実証実験を具体的に始める事、要因分析のための研究を進展させること、浄化のための施設の支援策等盛り込んでくださいます様ご検討ください。	令和3年度より、猪苗代湖流域で河川を植生により直接浄化する実証研究を進めることとしております。社会実装を見据え、取組を進めるとともに、今回の計画見直し時に位置づけたいと考えております。	水・大気環境課	渡邊委員

(4) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定

NO.	項目	意見等	対応等	担当課	委員名
15	今後の対策について	全窒素及び全リンの量は農業経営、畜産経営に帰するものが多いと考える。高度処理施設に対する費用はどのくらいか。効果はどうか。対費用効果を算出する必要があると思われる（堆肥処理施設も同様）。	排水処理施設は排水される水質や水量等を踏まえ、施設の規模や費用を考慮しながら設置されます。 なお、排水処理施設設置の際に県等の補助事業がありますので、当該事業が活用されるよう啓発してまいります。	水・大気環境課	西村委員
16	今後の対策について	H25の水環境保全推進計画による施策の結果が現状の湖水水質悪化であるのなら、施策内容の抜本的な変更が必要ではないかと思えます。より実効性のある施策を考案するための研究会などを設け、これまでの施策と異なる方向でも対策を講じる必要があります。	これまでの流入負荷削減対策の継続・強化等に加え、水質浄化実証試験の実施などを計画に位置づけ取り組みたいと考えております。 また、対策検討に向け、必要に応じ、適宜、研究会などの開催も検討してまいります。	水・大気環境課	中野委員
17	今後の対策について	裏磐梯地区にはウチダザリガニなど外来種もあり、在来種の多様性を脅かしています。ブラックバスなども同様ですが、商業的に成立している分、難しい面もありますがこれらの除去等に関して、計画に盛り込む必要は無いのでしょうか。生物も含めて、水環境と思えますが。	ご意見を踏まえ今回の計画の見直しの際に検討してまいります。	自然保護課 水・大気環境課	今野委員
18	今後の対策について	猪苗代湖のpHを下げる取組は行わないのでしょうか？水質が酸性であることで生物が増殖しづらい環境であることがCOD/BOD・大腸菌数の値が低いことに大きく寄与しているように見受けられます。既に水質は一般的な環境基準をクリアしているので、生活排水等の改善努力のみ（もちろん良いことですが。）でより厳しい目標を達成するのは難しいように思います。	ご意見を踏まえ今回の計画の見直しの際、水質目標や対策について検討したいと思います。 なお、pHを下げる取組は、現在の生態系への影響も大きいと考えられるため、慎重に調整や検討を重ねてまいります。	水・大気環境課	石庭委員
19	今後の対策について	マイクロプラスチックを含むプラスチックごみ問題はどのように位置づけるべきとお考えでしょうか。	ご意見を踏まえ今回の計画の見直しの際に位置づけ等について検討してまいります。	一般廃棄物課 水・大気環境課	大迫委員

## (5) 水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直し関係

NO.	意見等	対応	担当課	委員名
1	<p>暫定基準は「改善策の効果や発生負荷量を反映している実測値、実現可能な最も良い値」を基本とすることになっていますが、基本は基準値だと思います。千五沢ダム貯水池は2001年に水域類型A類、およびⅢ類に指定されながら20年を経ています。20年間の改善策はどのようなものか、その結果改善できない理由が何かを明確にしない限り、モニターの結果を推定し、将来予測値を「暫定目標値」として定めることには大きな意味がないように思います。環境基準を満たす過程の段階的な暫定であって、目標値はあくまでも基準値であることを明確に意識した施策を検討するようお願いいたします。ご提案の方法では暫定値の設定が続くだけだと思います。東山ダム貯水池でも基本的に同様です。</p>	<p>これまで千五沢ダム貯水池及び東山ダム貯水池の流入河川等に対する流入負荷削減対策に取り組んでおりますが、改善策の効果や発生源負荷量を踏まえ、今後5年間で達成可能な値を暫定基準としております。</p> <p>湖沼の水質については、千五沢ダム貯水池や東山ダム貯水池だけではなく、全県的な課題と考えており、「福島県水環境保全基本計画」の見直しの中で、環境基準の達成に向けて類似事例の収集や専門家等の意見を聴きながら、効果的な水質改善対策を検討してまいります。</p>	水・大気環境課	渡邊委員
2	<p>暫定目標年度に達したことと、その見直しは、中央環境審議会の答申（H30.2月）を踏まえたものと理解しました。</p>	<p>御指摘のとおり、暫定目標年度に達したため見直しを行うものです。また暫定目標の設定についても、中央環境審議会の答申（H30.2月）を踏まえたものです。</p>	水・大気環境課	河津委員
3	<p>75%値という概念がよく分からなかったです。</p>	<p>75%値は、COD等生活環境項目の環境基準に適合性しているかどうかを評価する際に用いられる年間統計値です。年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、<math>0.75 \times n</math>番目（<math>n</math>は日間平均値の全データ数）のデータ値をもって75%値とします。</p>	水・大気環境課	石庭委員

## (5) 水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直し関係

NO.	意見等	対応	担当課	委員名
4	<p>これまでの実測値に基づいて予測を行うこと大変良い取組だと思っておりますが、予測で使用する将来の”排出汚濁負荷量”の算出根拠がよく分かりませんでした。この値に施策の効果などが反映されたものになるのではないかと思います。そのため、目標値が適切かどうか現状判断しかねますが、予測の変動範囲の下限値を目標値とし、継続して水質改善に取り組むという意図については賛同できます。</p>	<p>将来の排出汚濁負荷量については、現状年度を令和元年度とし、予測時点の将来開発計画等から算出した生活排水対策などの施策の効果等を反映しております。</p>	水・大気環境課	石庭委員

## (6) 令和3年度水質測定計画

	意見等	意見等への対応	担当課	委員名
1	特にありませんが、新たに追加されたPFOSやPFOAの分析に関して精度管理（不確かさ、トレーサビリティ、分析技術者のスキルなど）の確保をお願い致します。	PFOS及びPFOAの測定は環境計量証明事業者に委託しますが、委託業者の選定にあたっては、精度管理に係る品質管理規定を構築していることを要件としています。	水・大気環境課	武石委員
2	PFOS及びPFOAが要監視項目に追加され、排出源となりうる地域の公共用水域での測定を行うとあります。PFOAはPOPs条約の審議を受け、国内でも化審法の第一種特定化学物質として指定予定であり、迅速な対応が進んでいることを確認いたしました。 なお、東京都の研究機関(東京都環境公社の研究機関)の調査では、排出源となりうる施設の近隣地域の古い井戸で濃度が高い実態があり、検査地点など柔軟に検討いただきたいと思います。	PFOS及びPFOAに係る地下水の水質測定について、次年度は初年度であり、県内の汚染状況を把握し、知見を集積するため、県内からランダムに選定する概況調査（ローリング方式）により行いますが、以後は排出源となりうる施設の立地状況等も考慮し、測定地点を選定していきます。	水・大気環境課	崎田委員
3	公共水域水質測定計画の要監視項目調査の地点増は、項目増と関係しているのでしょうか。	公共用水域における調査地点増については、御指摘のとおり、PFOS及びPFOAの排出源となり得る施設の影響が考えられる地点を追加したものです。	水・大気環境課	清水委員
4	地下水水質測定計画の要監視項目調査の初年度調査地点は、必要性の観点から順番に選定されているのでしょうか。それとも全県内からランダムに選定されているのでしょうか。	地下水における要監視項目の初年度調査地点は、県内の汚染状況を把握し、知見を集積するために全県内からランダムに選定し、概況調査（ローリング方式）で行います。	水・大気環境課	清水委員

(7) 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例に基づく土壌の汚染状態に係る基準の見直しについて

No	意見等	意見への対応	担当課	委員名
1	見直しに関する意見はございません。ただし、基準が低く（厳しく）なることから分析技術に関する精度確認に努めて頂きたいと思えます。	土壌の分析方法については、令和2年環境省告示第45号及び46号で定められておりますが、分析を実施する指定調査機関や計量証明事業者の分析結果について、適切な分析方法で実施されているか等、引き続き確認してまいります。	水・大気環境課	武石委員
2	土壌汚染対策法との整合性を図るための基準見直しと理解しました。	御指摘のとおり、土壌汚染対策法と整合性を図るための基準見直しとなります。	水・大気環境課	河津委員

## (8) 現行計画終期の延長関係

No	意見等	意見への対応	担当課室	委員名
1	コロナ禍での最上位計画である「福島県総合計画」の策定時期延長が理由であり、やむを得ないと思います。	引き続き、総合計画との整合を図りながら計画的に環境施策を推進してまいります。	生活環境総務課	河津委員



(9) 福島県地球温暖化対策推進計画の改定

No	意見等	意見等への対応	担当課	委員名
1	<p>脱炭素化日本一を目指す目標を立て、我が国の脱炭素化をリードするような道筋を提案すべきと思います。</p>	<p>2月19日の県議会において、知事が、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すカーボンニュートラルを宣言しました。次期総合計画に位置づけ、県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの飛躍的な推進を柱として全庁横断的に取り組んでまいります。</p> <p>また、今後、県地球温暖化対策推進検討会において有識者から幅広く御意見をいただきながら、次期地球温暖化対策推進計画に具体的な目標を盛り込むなど、実現に向けた取組について検討を進めてまいります。</p>	環境共生課	中野委員
2	<p>福島県の温暖化対策推進計画は、日本政府が2020年10月に発表した温室効果ガスの排出を0にする宣言を考慮したものではありません。また、1990年比で2030年45%の温室効果ガス削減量はIPCC特別報告〈2018年〉地球全体の平均気温を1.5°C以下にオーバーシュートしないで66%の確率で抑えられる値です。これらを踏まえた計画の改定をお願いします。なお、推進計画に入っている気候変動適応計画は、新たに法整備がなされていることを考慮し、環境省のガイドラインに沿った適応計画を別建てで作成することをご検討ください。</p>	<p>2月19日の県議会において、知事が、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すカーボンニュートラルを宣言しました。次期総合計画に位置づけ、県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの飛躍的な推進を柱として全庁横断的に取り組んでまいります。</p> <p>また、今後、県地球温暖化対策推進検討会において有識者から幅広く御意見をいただきながら、次期地球温暖化対策推進計画に具体的な目標を盛り込むなど、実現に向けた取組について検討を進めてまいります。</p> <p>気候変動適応計画につきましては、適応策に係る内容を充実させた上で、次期地球温暖化対策推進計画を気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に位置付ける方向ですが、引き続き、県地球温暖化対策推進検討会において有識者から幅広く御意見をいただきながら検討を進めてまいります。</p>	環境共生課	渡邊委員

(9) 福島県地球温暖化対策推進計画の改定

No	意見等	意見等への対応	担当課	委員名
3	<p>※計画及び2050年脱炭素に向けた総合的な意見</p> <p>世界的な2050年脱炭素の潮流の中、日本政府も昨年10月26日に2050年脱炭素を宣言いたしました。この目標達成には、これまでとは全くレベルの違う対応が必要となります。供給側のエネルギーの脱炭素化の検討が急ピッチで進んでおり、非効率石炭火力の2030年フェードアウトなども審議されております。</p> <p>また、需要側のエネルギー源の脱炭素化と、産業部門、運輸部門、事業者部門、家庭部門での、これまで以上の対応に関し、自治体の施策展開への期待が高くなっております。</p> <p>この状況に呼応して、全国自治体の2050年脱炭素宣言が熱心に進んでおり、人口比ですでに日本の7, 8割になっております。福島県はまだ宣言はしておられないと認識しておりますが、日本の自治体で脱炭素実現の可能性が一番高いのは福島県と考えます。例えば、浪江のCO2フリー水素供給施設であるふくしま水素エネルギー研究フィールドは世界最大規模と言われており、水素による脱炭素地域づくりに挑戦するなど検討いただき、その成果を国内に留まらず世界に発信いただきたいと考えます。</p>	<p>2月19日の県議会において、知事が、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すカーボンニュートラルを宣言しました。</p> <p>今後、環境省との連携協力協定の柱である「復興と共に進める地球温暖化対策の推進」に基づき、自立・分散型エネルギーシステムの導入支援など、本県における脱炭素・復興まちづくりの先進地創出に向けた具体的な事業を展開していくこととしており、引き続き、再生可能エネルギー先駆けの地を目指す本県の特長を活かした取組を推進してまいります。</p>	環境共生課	崎田委員
4	<p>福島県ならではの計画を期待しています。</p>	<p>2月19日の県議会において、知事が、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すカーボンニュートラルを宣言しました。</p> <p>本県は、復興の基本理念である「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を目指し、再生可能エネルギー先駆けの地の実現に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、再生可能エネルギーの飛躍的な推進や県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底など、本県ならではの2050年カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。</p>	環境共生課	河津委員

(9) 福島県地球温暖化対策推進計画の改定

No	意見等	意見等への対応	担当課	委員名
5	<p>2050年カーボンニュートラルに向けては、最初の10年間は非常に重要であり、福島県を特徴付ける思い切った動き出しを計画に明記していただきたい。</p>	<p>2月19日の県議会において、知事が、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すカーボンニュートラルを宣言しました。次期総合計画に位置づけ、県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの飛躍的な推進を柱として全庁横断的に取り組んでまいります。</p> <p>また、環境省との連携協力協定に基づき、今後5年間で、本県において先進的な脱炭素モデルづくりを環境省と連携して進めてまいります。</p> <p>今後、県地球温暖化対策推進検討会において有識者から幅広く御意見をいただきながら、次期地球温暖化対策推進計画に具体的な目標を盛り込むなど、実現に向けた取組について検討を進めてまいります。</p>	環境共生課	小野委員